

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局保健所管理課 (06-6647-0650)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定養育医療機関の指定申請
概要	未熟児養育医療の給付決定を受けた方は、大阪市の指定を受けた医療機関（指定養育医療機関）での受診において、養育医療の給付を受けることになります。 指定養育医療機関は、病院もしくは診療所、又は薬局等の開設者の申請に基づき、指定を行います。
根拠法令等 及び条項	母子保健法第20条第5項 母子保健法施行規則第10条 大阪市母子保健法施行細則（昭和41年7月11日規則第57号） 大阪市未熟児養育医療事業事務取扱要領 （大阪市保健所管理課にて設置）
審査基準	指定養育医療機関の具備すべき基準は、次のとおりとする。  （1）産科又は、小児科を標榜していること。 （2）独立した未熟児用の病室を有すること。 （3）保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること。 （4）未熟児養育に習熟した医師及び看護師を適当数有すること。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	病院又は診療所の場合は、未熟児養育医療機関指定申請書及び主たる医師の経歴書、 薬局の場合は、未熟児養育医療指定申請書及び管理薬剤師の経歴書、 を健康局保健所管理課へ提出します。
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371473.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371473.html</a> <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200366.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200366.html</a>
備考	